

平成 29 年度
第 1 回苫小牧市福祉のまちづくり推進会議 議事録

■日 時：平成 29 年 8 月 22 日（火）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 0 0 分まで

■場 所：苫小牧市福祉ふれあいセンター研修室

■出席者：9名

<委員> ※敬称略

栗山 昌樹（議長）

伊藤 康博 水口 哲二 白鳥 忠一 江尾 清 林 英二

高橋 美穂 長田 昌聰 田中 憲一

■欠席者：5名

<委員> ※敬称略

浦本 隆夫 荻野 雅治 杉浦 佳子 佐野 方康 川村 栄

<事務局>

山本福祉部長 柳沢福祉部次長 山田障がい福祉課長 稲場障がい福祉課補佐ほか

■内 容

議 事

<報告>

- (1) 合理的配慮の提供を支援する助成制度について
- (2) 福祉トイレカーの愛称募集について

そ の 他（質疑・応答）

■議事要旨：次項以降に掲載

【冒頭挨拶】

山本福祉部長

平成 29 年度第 1 回目となる福祉のまちづくり推進会議の冒頭にあたりましてご挨拶を申し上げます。皆様には日頃より福祉行政に関しまして特段のご支援を頂いている事に厚くお礼を申し上げます。また、この度、2 名の委員の方が新たに加わっていただきました。引き続き皆様と共によろしく申し上げます。

昨年から 2 年連続のふくし大作戦を展開しておりまして、様々な取組みをさせていただいております。障がい福祉関連といたしましては、7 月 9 日に北海道障がい者スポーツ大会が東胆振を会場に行われまして、苫小牧市では陸上競技と車イスバスケットボール競技が開催されまして、多くのボランティアの方にご協力いただき、無事に終了することができました。

本日、ご出席されている皆様に対しても心より感謝する次第であります。また、このあとの議事の項目でも取り上げていますが、昨年 10 月に福祉トイレカーの運用、新規事業となります、差別解消法における合理的配慮に対する助成事業の展開など様々な観点から新しい発想をもって福祉のまちづくりを進めていきたいと考えているところです。本会議では委員の皆様の貴重なご意見を頂戴しまして、様々な取組みに繋げていきたいと考えておりますので、活発にご発言いただきますようお願い申し上げます。

【議事要旨】

《報告》

(1) 合理的配慮の提供する支援助成制度（説明者：事務局 長谷部主査）

- 合理的配慮という言葉について、聞き慣れないため、バリアフリーの捉え方も含めて説明を行う。
- 本会議はバリアフリーに関して取組みを行う会議であり、「バリア」という言葉は、高齢者の方、障がい者の方々が社会参加をするうえでの障壁となるようなこととして扱っている。
- 一般的には身障者用のマークのイメージが強く、「段差」という物理的なバリアを一般想像する方が多いが、それ以外にもバリアを含めて 4 つのバリアとして定義されている。
 - ①物理的なバリア…施設等の段差や和式トイレ等といった主に車椅子利用者などの肢体不自由者の生活を阻むもの。
 - ②情報のバリア …主に視覚障がい者の方、もしくは聴覚障がい者の方などコミュニケ

ーションのツールが不足している障がい者が、情報不足に陥るために発生するもの。

③**心理的なバリア**…主に障がい者ではない人々が、障がい者の方への偏見や無理解等により生じているもの。例えば、知的障がい者の方の入居について、接し方に不安があるなどの理由により不動産会社等が抵抗感を示す。点字のブロック上にもものを置いてしまうなどといった形で発生。

④**社会的なバリア**…盲導犬の同伴や車椅子利用者の入店制限、知的障がい者・精神障がい者の入居制限など、事業者が設定する制度等により発生。

- この4つのバリアを解消するという考えをこの会議の目的としている。
- バリアフリーとは、一般的には施設、制度といったハード面の対応を行う動きである。
- 対して差別の解消も大きな分野になり、不当な差別という概念がある。
- 不当な差別は障がいがあるという理由だけで、それ以外の正当な理由がなく、障がいのある方へのサービス提供を拒否してしまうことである。
- 不当な差別の具体例は、知的障がい者の入会を拒否する、精神障がい者の入居に制限を設ける、車いす利用者の入店禁止、病院受診時に患者本人ではなく介助者にのみ話すなどがある。
- 不当な差別の解消に関しては、配慮、気遣い、思いやりといったソフト面の対応により行われる。
- 合理的配慮について、平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行され、この中に明記されている概念である。
- 障害者差別解消法は、障がいのある方もない方も互いに人らしさを認め合いながら、共に生きていく社会を目指すことを主旨とする法律である。
- この法律の大きなポイントは、不当な差別を行わないことと、合理的配慮を行うことの2つである。
- 不当な差別は、障がいがあるということだけで、偏見や先入観、不安などによりサー

ビスの提供を断ってしまうこと。

- 合理的配慮は、障がいのある方から何かしらの助けを求められたときに、負担が重すぎない範囲で率先して手助けをしていくということ。
- 合理的配慮の具体例は、聴覚障がい者の方から申し出があった際の筆談の対応、視覚障がい者の方から申し出があった際の資料の読み上げなどがある。
- 障害者差別解消法には、行政機関と民間事業者の義務規定が記されているが、不当な差別は何人もしてはいけない禁止事項と定められている。対して合理的配慮は、行政機関は義務となっており、民間事業者は努力義務という規定になっている。
- 市の目標として、合理的配慮の提供について民間事業者と行政機関で規定が違うことから、市が率先して行動し、民間事業者をはじめ、まちへの波及を図ることを掲げている。
- 合理的配慮の提供について、まちへの波及を図るため助成制度の開始を予定している。
- 助成制度の名称は、合理的配慮の提供を支援する助成制度というものだが、本市が初めての取組みではなく、兵庫県明石市が平成 28 年 4 月 1 日から開始している。
- 本市の助成制度も基本設計は明石市の制度をベースに組み立てる予定。
- 制度設計に先立って、この明石市に本市の国内都市派遣研修の制度を利用して視察に訪問した。
- 明石市は福祉に関する話題があり、一例として明石市役所内への福祉コンビニ(就労継続支援 B 型))の設置、全国初の市議会議員にろうあ者が選ばれるなどがある。
- 明石市の助成制度の特長は、3 つの区分があることと、限度額の設定はあるものの助成率が 10/10、つまりは全額助成であること。
- 3 つの区分とは、点字メニューなどコミュニケーションツールの作成費、筆談ボードなどの物品購入費、手すり設置や段差解消の工事施工費である。
- 明石市の平成 28 年度の決算について、全額助成であることから、申請が殺到するよう

なイメージを持っていたが、実際には執行率は80%前後であった。

- 予算の執行率が80%前後に留まったことについて、筆談ボード等が仮に無償で手に入っても、聴覚障がいのある方との接し方が分からないため十分に活用できないなど、障がい特性の理解についても同時に推進しなくてはならない状況であることが要因であった。
- 明石市は、障がい特性の理解を深めるために、筆談ボードの購入を申請する事業者には、『筆談入門ガイド』を配布するなどの対応を行った。
- このような制度は、明石市が全国初であるが、追隨して兵庫県加古川市も平成29年6月から類似の助成制度を開始しており、視覚障がい、聴覚障がいに関する内容の申請については、助成率を優遇するなどの独自性を打ち出している。
- 苫小牧市における助成制度については、内容の精査を進め、今年度中の開始を目指して取り組んでいく。

(2) 福祉トイレカーの愛称募集について (説明者：事務局 長谷部主査)

- 福祉トイレカーは、昨年平成28年6月に初めて本推進会議で案件として提出し、その後市議会の承認を得て製作に着手し、平成28年12月に完成した。
- 福祉トイレカーは、障がい者の方、高齢者の方を主な対象とし、外出時のトイレの不便を解消するために導入した公用車である。
- 特長は、4t以下のトラックをベースとして、普通免許で運転が可能。また、バイオトイレを搭載し、水を使わず、おがくずを使う事でメンテナンス性に優れる。中は、車いす利用者が旋回するための十分なスペースを確保している。
- 納車から現在までの出動回数が23回で利用人数は約1,500人、とまこまいスケートまつりから始まり、各種イベントなどに参加して、昨今ではとまこまい港まつりへも出動し、無事に終えることができた。これまでの出動により、徐々に知名度も高まってきている。
- 更なる周知PRを行うために、愛称募集を実施した。募集期間は、平成29年7月7日から8月7日の約1か月間で、193件の応募があった。

- 応募の中には、小学校 4 年生の総合学習の時間を利用し、福祉トイレカーの愛称の応募をテーマに取り組む事例も見られた。
- 様々な工夫を凝らした名前が多くあり、子供から高齢者まで幅広い層から応募があった。
- 今後の愛称決定までの流れについて、本推進会議終了後に市福祉部で絞込みを行い、市長、副市長の見解を踏まえ決定していく。

その他（全体を通じての意見・質疑等）

【質問：林委員】

合理的配慮の提供を支援する助成制度について、申請者は商業者以外に施設などでも構わないのか？

《回答：長谷部主査》

申請者の資格について、不特定多数の方が利用することが前提になるため、障がい者施設、介護施設などは対象としない予定。

【質問：江尾委員】

合理的配慮について、視覚障がい者の場合、ホテルに一人で泊まる際にホテル側が難色を示すことがあるようだが、そのような事例はあるか。

《回答：山田課長》

視覚障がいのある方のホテル宿泊時について、そのような事例の報告はなく初めて聞いた内容だった。合理的配慮の提供への理解をホテルなどを含め民間事業所等へ周知し、障がいのある方や障がい特性に対する理解が深まる活動に取り組んでいきたい。

以 上